

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の取扱いに係る
外務員資格制度等の見直しについて(案)

平成 23 年 10 月 14 日

外務員等資格試験制度の見直しに関するワーキング

I. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の取扱いに係る外務員資格制度の見直しについて

1. 検討経緯

(1) 日本証券業協会では、協会員における店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託（以下「複雑な仕組債・投資信託等」という。）の販売勧誘の適正化を図るため、本年 2 月 1 日、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下「投資勧誘規則」という。）等の改正が行われ、その商品性・リスク等に応じて次の措置が講じられ、本年 4 月 1 日から実施された。

① 勧誘における適合性原則の徹底

- イ. 合理的根拠適合性の検証(投資者へ販売する商品としての適否を事前検証)
- ロ. 勧誘開始基準の設定

② 勧誘・販売等における説明義務の強化

- イ. 注意喚起文書の交付
- ロ. 重要事項の説明
- ハ. 確認書の受入れ

③ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の判断基準等（ガイドライン）の策定

(注) 別紙「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等に係る販売勧誘規制について」参照

(2) 上記の投資勧誘規則の改正に伴うパブリックコメントの募集において、二種外務員による複雑な仕組債・投資信託等の取扱いについて、その見直しが指摘され、本年 3 月 14 日、自主規制企画委員会から、「外務員等資格試験制度の見直しに関するワーキング」（以下「本ワーキング」という。）に対して、その検討の指示があった。

2. 外務員の職務・外務員資格の見直し

本ワーキングは、本年4月以降6回開催し、協会員に対する「仕組債等の販売勧誘等を行う外務員の実態に関するアンケート調査」を実施するとともに、外部の有識者から意見等を伺い、次のとおり複雑な仕組債・投資信託等を取扱う外務員の職務・外務員資格の見直しの検討を行った。

- (1) 外務員資格制度の枠組みとして、一種外務員及び特別会員一種外務員以外のデリバティブの取扱いを認めていない者（信用取引外務員、二種外務員、特別会員二種外務員及び特別会員四種外務員。以下「二種外務員等」という。）に複雑な仕組債・投資信託等の取扱いを認めることは、外務員資格制度に対する信頼性を損なうリスクがあり、協会員における複雑な仕組債・投資信託の取扱いの適正化を図るため、その取扱い是一种外務員及び特別会員一種外務員とする必要がある。
- (2) レバレッジ投資信託についても、レバレッジ効果により、一般の投資信託よりも値動きが激しくなる可能性があるリスクが高い取引であり、外務員にはデリバティブ取引の知識と理解が必要であり、顧客への商品内容・リスク説明及び適合性原則の徹底を図る観点から、その取扱い是一种外務員及び特別会員一種外務員とする必要がある。
- (3) 投資勧誘規則第2条第7号から第9号に定める
 - ① 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債
 - ② 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託
 - ③ レバレッジ投資信託の取引に係る外務員の職務を行うことができるのは、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第2条を改め、一種外務員及び特別会員一種外務員とすることが適当である。
- (4) 現在協会員において、二種外務員等による複雑な仕組債・投資信託等の取扱いがあることから、上記(1)、(2)及び(3)の検討に当たっては、顧客の取引の円滑な引継ぎ、二種外務員等の一種外務員又は特別会員一種外務員資格の取得など顧客管理・外務員管理体制の整備期間の確保の観点からは一定の経過期間が必要である。

複雑な仕組債・投資信託等の取扱いを一種外務員等に限定する場合、当該規則改正の施行日については、上記経過期間の必要性及び協会員の取扱状況等を踏まえ、平成24年4月1日とし、さらに、協会員が個別に申請した場合は、同年6月

30 日までの間において、適用しないこととすることが適当である。

Ⅱ. 特別会員の外務員の投資信託等に係る特例措置の廃止

1. 検討経緯

- (1) 現在特別会員では、平成 10 年 12 月 1 日の金融機関の投資信託の窓販等の開始に伴う特例措置（平成 10 年 9 月 16 日理事会決定「金融機関の投信窓販等の開始に伴う自主規制の整備についての要綱」。以下「本件特例措置」という。）として、平成 11 年 2 月前までに実施された特別会員一種・特別会員二種外務員資格試験等の合格者のうち、所定の社内研修（いわゆる「8 時間研修」）の修了者については、投資信託及び国債等の有価証券関連店頭デリバティブ取引等の取扱いが認められている。
- (2) 本ワーキングでは、上記 I の検討と併せて、投資信託等の販売勧誘の適正化を図る観点から、本件特例措置の取扱いについて検討を行った。

2. 特別会員の外務員の投資信託等に係る特例措置の廃止

- (1) 本件特例措置が設けられ 12 年余が経過し、当初の目的はほぼ達成され継続の必要性は少ないと判断されることに加え、外務員の保有資格とこれに対応する取り扱い可能商品の対応関係の明確化の必要性が高まっている状況に鑑み、この機会に本件特例措置は廃止すべきである。
- (2) 現在特別会員において、本件特例措置による外務員の投資信託等の取扱いがあることから、上記（1）の検討に当たっては、顧客の取引の円滑な引継ぎや当該外務員の特別会員二種外務員等の資格の取得など顧客管理・外務員管理体制の整備を図る観点から、一定の経過期間・経過措置が必要である。

経過期間については、特別会員の取扱状況等を踏まえ、9 か月程度必要であり、平成 24 年 1 月の新システムの稼動により、現在保有している資格と同一の資格試験の受験が可能となることから、本件特例措置の廃止日を平成 24 年 1 月の新しい外務員資格試験制度の実施日から 9 か月程度後の平成 24 年 9 月 30 日とすることが適当である。

また、経過措置として、本件特例措置の廃止日において、本件特例措置により現に外務員の登録を受けている特別会員一種外務員及び特別会員二種外務員者については、当該外務員の登録が抹消されるまでの間、それぞれ特別会員一種外務

員又は特別会員二種外務員とみなす措置を講じることが適当である。

以 上

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等に係る販売勧誘規制について

平成 23 年 10 月 14 日

取 引	合理的根拠適合性の検証	勧誘開始基準	注意喚起文書の交付	重要事項の説明(注)	確認書の受入れ	取引開始基準
店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債	○	○	○	○	○	
店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託	○	○	○	○	○	
レバレッジ投資信託	○	○		○		
(参考) 一種外務員が取扱うことができる取引の例						
市場デリバティブ取引等	○		○		○	○
店頭デリバティブ取引等	○		○	○	○	○
信用取引	○					○
新株予約権証券等の取引	○				○	○

(注) 本協会規則・ガイドラインに定める重要事項の説明

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売勧誘に係る外務員資格制度の見直しについて

平成 23 年 10 月 14 日

